



Ⅲ 事業総括

20年を振り返るとき、この間の社会情勢の劇的な変化、すなわち、国際関係においては東西冷戦の終結やインターネットの急速な普及など、世界のグローバル化が急速に進んだことをあげなければなりません。一方、国内においては、平成元年の出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」と略す）の改正に伴い、在住外国人が急激に増加し集住地域が形成されるようになっていきます。

このような中で、岐阜県の国際交流の状況を振り返りますと、いわゆる草の根の国際交流から、国際協力へ重点が移るとともに、近年では、在住外国人の定住化が急速に進んだことから、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国籍県民」として認識し、県民が互いの文化や考え方を尊重しながら、共に安心して快適に暮らすことのできる多文化共生社会の構築が急務となっています。

このような状況に対応するため、センターでは、国際化や国際交流に関する情報収集・提供や相談対応をはじめ、異文化理解・国際協力についての講演会・サロンの開催、ボランティア等の人材育成、基金による助成事業など、草の根レベルの国際交流・国際協力を推進するための様々な事業を実施するほか、特に、近年では多文化共生社会の実現に向けて、先導的多文化共生事業への支援、専門家相談員の派遣、日本語指導者の育成、在住外国人自身の課題解決方策の支援などを重点的に実施しています。

1. 情報サービス事業

(1) はじめに

国際交流の原点は、お互いを正しく理解しあうことで、そのためには正しい情報を如何にわかりやすく伝えるかが大切です。県民の方々が、諸外国の人々との文化的差異を認め合い、いつもは接することの少ない新たな価値観や文化と出会う一助となるよう、センターでは様々な情報を収集するとともに、センターからは岐阜の生活やイベント情報等を多言語で作成し、県内市町村や国際交流関係団体等を通じて情報発信しています。

平成5年の県民ふれあい会館の現事務所への移転に伴う国際交流サロンの設置や、岐阜市柳ヶ瀬のホテルグランヴェール岐山内の国際交流サロン（平成13年～19年）設置を通じて、県民と外国人が気軽に直に交流できるスペースを提供して交流促進を図るとともに、在住外国人への相談機能の充実を図ってきました。

また、情報発信方法は、情報機器等の発達にあわせて変化しています。定期的な刊行物に加えて、インターネットによる情報発信にも積極的に取り組んでいます。情報誌の言語については、設立当初は日本語と英語のみで提供していましたが、在住外国人のニーズにあわせてポルトガル語や中国語など多言語の情報発信を積極的に行っています。

(2) 事業概要

① 交流サロン

県民及び在住外国人の交流、情報提供、相談の場として、「交流サロン」を設置しています。語学講座や各国の文化を紹介するサロン、日本語教室の開催場所等として利用しています。また、最近増加している在住外国人の相談にも対応しています。

② ホームページ運営

インターネットの普及により情報収集や発信のあり方が大きく変化しています。必要な情報をタイムリーに提供し、わかりやすいホームページの作成に努めています。現在は日本語、英語、ポルトガル語、中国語の多言語で情報発信しています。

【ホームページにおける提供言語の推移一覧】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
日本語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
英語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ポルトガル語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中国語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スペイン語	○	○	○	○	○	○				
韓国語			○	○	○	○				
フランス語			○	○	○					
ドイツ語			○	○	○					
ロシア語			○	○	○					

③刊行物発行

刊行物による情報提供も有力な提供手段の一つです。県内在住外国人のニーズに応えた情報を様々な方法で提供しています。

a：『世界はひとつ』

県民及び在住外国人に向けて、センターの実施する事業の他、国際交流イベント情報、外国人向けの生活情報を提供する情報誌です。

センター設立時は日本語「水と緑」と英語「Mizu & Midori」でセンター事業等の紹介を行ってきましたが、幾度の変遷を経て、現在では日本語、英語に加え、ポルトガル語、中国語の多言語で情報誌『世界はひとつ』を発行しています。

b：『アニュアルレポート』

センターの活動や経営状況について年次ごとにまとめた報告書を、センター設立以降、毎年作成しています。

c：『国際交流の窓』

県内の国際交流に関する情報を関係機関等から収集し、県内の国際交流活動の概況を展望できる冊子を作成しています。

d：『生活ガイドブック』

外国人が県内で生活する上で必要な情報を掲載し、生活支援の一助とするためのガイドブックを英語、ポルトガル語、中国語で提供しています。



【主な情報誌の刊行一覧】

情報誌名称	言語	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
水と緑	日本語	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Mizu & Midori ホッチポッジ	英語	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ミセラニアン	ポルトガル語							○	○	○
全家福	中国語							○	○	○

情報誌名称	言語	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
世界はひとつ	日本語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	英語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ポルトガル語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中国語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スペイン語					○	○	○				
	韓国語					○	○	○				

(3) 今後の事業展望

インターネットの普及等により情報は巷に溢れているものの、特に、日本語が理解できない在住外国人等が必要とする情報を、様々な手段を通じて提供する必要があります。また、交流・相談の場を提供することにより、県民と在住外国人や県内を訪れた外国人との交流等を促進することは、互いの文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる地域社会を目指すうえで必要なことです。

今後とも必要な情報を、多言語で、かつきめ細かく情報提供する必要があります。また、外国人等が気軽に立ち寄り、情報を収集したり何でも相談できるような場を提供することが求められています。

2. 草の根交流事業

(1) はじめに

従来の国レベルの国際交流から、県、市町村、住民等のいわゆる草の根レベルの国際交流への進展に対応するため、その中核を担う組織として当センターは設立されました。

センターでは、草の根交流を推進するため、異文化理解や国際協力についての講演会やシンポジウムなどによる情報提供、県内在住外国人を対象とした日本語講座や研修会等を実施しています。また民間の交流団体同士の連携を深めるため、県内唯一の国際交流ネットワークを有する団体である岐阜県国際交流団体協議会 GIA (Gifu International Association) と積極的に連携して各種事業を進めています。

また、市民レベルでの草の根交流を支える人材育成をするため、国際交流に関する様々なボランティアを募集・登録するボランティア登録ネットワーク制度の運営や研修を実施するとともに、センターや民間団体が実施する

国際交流事業等にボランティアを派遣しています。

このように、センター設立以来、市町村や民間の国際交流団体等が実施する草の根交流事業を積極的に支援するとともに、これらの関係機関と連携、協働体制を整えてきました。こうした取り組みにより、市町村や国際交流団体のみならず、家庭や個人の間においても草の根国際交流活動が定着しつつあります。

(2) 事業概要

①国際交流団体の連携支援

市民レベルでの草の根交流を活性化するため、岐阜県国際交流団体協議会（GIA）と連携して、県内の国際交流団体の交流を深めています。

②ワールドふれ愛ゲーム開催

県民が世界各国の遊びやゲーム等を体験しながら交流を深める「ワールドふれ愛ゲーム」は、県民と在住外国人の交流の促進を図るため、センター設立当初から毎年継続して行われている事業です。岐阜県国際交流団体協議会（GIA）に委託して実施しています。

③ボランティア支援・強化

県民参加による国際交流を進めるため、センター設立時から語学等のボランティア募集・登録制度を運営しています。ボランティアを対象とした研修会等を通じてボランティアの育成に努め、ボランティアはセンターや各種国際交流団体実施する事業に参加しています。

最近では、多文化共生推進の視点から日本語教育支援や災害時通訳サポーターや医療通訳サポーターというようにテーマを絞ってボランティアの育成支援をしています。

【ボランティア支援事業一覧】

	平成元年度	～	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ボランティア人材登録	○	○	○	○	○	○
災害時通訳サポーター研修				○	○	○
医療通訳サポーター研修				○	○	○

④講演会等開催

国際交流・国際協力・多文化共生など、その時代の話題性や関心が高いテーマを選定し、専門家や識者を招き、県民等幅広く参加者を募集して講演会等を実施しています。国際交流・国際協力・多文化共生などについて県民や関係者の理解を深めるとともに、各種施策を推進する上での考え方や国際理解を深めるための知識習得を図っています。

※今までの主な講演会等は別頁（IV資料編 資料2 主な講演会等一覧 P.29～P.36）参照。

(3) 今後の事業展望

グローバル化の進展やこれまでのセンターの取り組みにより、市町村や国際交流団体だけでなく、家庭や個人の間においても草の根国際交流活動が定着しつつあります。このような中で、センターにおいては、県、市町村、市町村国際交流協会、民間団体（NPO等）との連携を一層強化するとともに、専門家や識者など関係者とのネットワークを構築し、県民の草の根レベルの国際交流を支援する中核組織として事業展開していくことが求められています。



3. 共生支援事業

(1) はじめに

平成元年の入管法改正（平成2年施行）に伴い、日系人とその家族（日系3世までとその配偶者）に就労制限のない在留資格が付与されました。また、外国人研修制度も開始されたことから、県内において日系ブラジル人を中心に、在住外国人の増加と定住化が進みました。

県内の外国人登録者数は、平成21年3月末で55,312人で、県総人口に占める割合は2.6%です。昭和63年末の外国人登録者数11,218人と比べると、約4.9倍と急増しています。このようにセンター設立時に比べると、外国人の定住化が急速に進み、地域の国際化をめぐる状況は大きく変化しています。

そこで、岐阜県においては、平成19年2月に岐阜県多文化共生推進基本方針を策定し、このなかで、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国籍の県民」として認識し、「言葉の壁」「制度の壁」「心の壁」を取り除き、県民が文化や考え方の違いを理解し、互いの人権を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現を目指すことを方針として定めています。

多様な文化的背景を持った在住外国人が、地域社会で共に生活し、様々な分野に参画することにより、地域社会が活性化し、より豊かな魅力ある地域がつくられます。センターでは、在住外国人が外国籍県民として、安心して快適に暮らすことのできる地域社会の構築に向け、市町村、市町村国際交流協会、NPOやボランティア関係団体等と連携しながら、これらの機関を「つなぐ」ネットワークづくりをするために、様々な事業に取り組んでいます。

(2) 事業概要

①ブラジル人相談員派遣

県内在住外国人のうち最も多いブラジル人の生活支援をするため、日本語ができるブラジル人相談員を地域の国際交流協会等に派遣しました。

【ブラジル人相談員派遣事業一覧】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ブラジル人相談員派遣事業	○	○	○	○	○		
ブラジル人相談員スキルアップ研修事業				○	○		

なお、平成21年度、日本語ができるブラジル人相談員4人を行政機関等に派遣しています。

②多文化共生に関する最近の重点事業

より良い多文化共生社会の実現に向けて、センターでは先進的な取り組みを支援したり、実際に困っている人を支援するために専門家派遣や日本語指導者の育成、在住外国人地域コミュニティの育成を支援し、地域社会の多文化共生の担い手を育成・支援する事業を重点的に展開しています。主な事業は次頁のとおりです。

※前述 2. 草の根交流事業 (2) 事業概要 ③ボランティア支援・強化 で紹介した災害時通訳サポーター研修、医療通訳サポーター研修等は多文化共生に密接に関わる事業です。

a：先導的多文化共生支援事業

県内 NPO 団体、市町村国際交流協会が進める多文化共生を促進する先導的な事業を公募、実施するとともに、事業報告会を開催することにより、他の団体の活動に対して良い刺激を与え、団体間のネットワーク化を図っています。

b：専門家相談員派遣事業

在住外国人は言語・習慣等の違いから、様々な困難に直面しているため、専門的見地から適切な解決策を提供するため、弁護士等の専門家を市町村国際交流協会の要請により派遣しています。

c：日本語指導者育成支援事業

日本語指導者の育成を行うとともに、外国人支援ボランティア数の増加につなげることを目的とした研修会や、日本語ボランティア同士のネットワーク化を図るための研修会を通じて日本語指導者の育成支援をしています。

d：在住外国人地域コミュニティ育成支援事業

外国人コミュニティを形成し地域に定着させていくために、外国人コミュニティ構築の代表事例の成果発表会等を通じて在住外国人コミュニティの育成を支援しています。

【多文化共生に関する最近の重点事業一覧】

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
先導的多文化共生支援事業					○	○	○
専門家相談員派遣事業				○	○	○	○
日本語指導者育成支援（ボランティア研修等）事業	○	○	○	○	○	○	○
在住外国人地域コミュニティ育成支援事業					○	○	○

③多文化共生に関する事業の実施状況（上記以外）

【多文化共生に関する事業一覧】

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
多文化共生講演会開催事業	○				○		
外国籍児童支援事業		○					
在住外国人との共生支援事業			○				
在住外国人対象防災マニュアル作成事業			○				
多文化共生シンポジウム開催事業				○			
在住外国人地域社会参画支援事業				○			
在住外国人支援防災研修事業					○		
多文化共生施策のあり方に関する調査研究事業						○	
市町村国際交流協会育成支援事業							○
市町村国際交流協会特別支援事業						○	○



(3) 今後の事業展望

多文化共生社会の実現には、県、市町村、市町村国際交流協会、民間団体（NPO等）、企業、県民がそれぞれ果たすべき役割を認識し、連携・協働して取り組んでいく体制づくりが必要です。それぞれの役割分担のもと、関係機関が相互に情報交換等を行いながら一体となって推進していくことが求められています。

センターには、市町村、市町村国際交流協会等や地域のNPO等が実施する日本語教室、外国人に関する情報の収集や発信、通訳者・翻訳者人材の発掘など多文化共生に関する様々な事業の支援や、行政とNPO等との連携の仕組みづくり、先進的なモデル事業への取組み支援などとともに、その広域的な普及等を担っていくことが求められています。

4. 助成事業

(1) はじめに

「ひだみの国際交流・多文化共生推進基金」の前身である「水と緑の国際交流基金」は、昭和61年から積立が開始され、その基金の利息収入を利用して昭和62年度よりぎふ中部未来博覧会協会から、助成が行われてきました。平成元年度からはセンターが「水と緑の国際交流基金」を引き継ぎ、センターにおいて県内各種団体の行う、国際交流、国際的イベント、発展途上国における各種国際協力、多文化共生づくりなどの事業に対し助成しています。

なお、「ひだみの国際交流・多文化共生推進基金」は、多文化共生施策等の推進が求められるようになったことから、平成19年度に「水と緑の国際交流基金」から現名称に改められました。

(2) 事業概要

センター設立時から平成20年度までに、助成した件数は966件、助成総額は626,224千円です。

※今までの助成内容は別頁（IV資料編 資料3 助成事業一覧 P.37～P.53）参照。

【助成件数・助成金額一覧】

年 度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度
件数（件）	31	37	51	58	71	55	73
助成金額（千円）	50,000	57,878	63,210	56,610	53,270	37,860	42,955

年 度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
件数（件）	53	64	58	65	47	46	55
助成金額（千円）	16,333	21,075	36,040	31,010	31,360	26,690	20,870

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合 計
件数（件）	50	41	34	31	24	22	966
助成金額（千円）	16,343	15,222	12,093	12,743	12,867	11,795	626,224

(3) 今後の事業展望

「ひだみの国際交流・多文化共生推進基金」による県内各種団体への助成は、県内の民間国際交流団体等が推進してきた草の根交流や多文化共生事業を推進するうえで、大きな役割を果たしてきました。しかしながら、平成22年3月末に、基金の原資は一部を残して岐阜県へ寄附することになっており、今後この基金の運用益を財源とする助成事業の実施は困難な状況です。

5. 奨学金支給事業

(1) はじめに

県内の大学等で学ぶ外国人留学生の中には、経済的に厳しい状況の留学生が多数いますので、これら経済的に厳しい外国人留学生へ奨学金を支給しています。また、県内から海外の高校等へ留学生を派遣したり、奨学金を支給するなどして海外留学についても支援してきました。

(2) 事業概要

① 県内大学等外国人留学生への奨学金支給事業

県内の大学等で学ぶ外国人留学生の中で、経済的に厳しい状況にある留学生に対して奨学金を支給しています。

【外国人留学生への奨学金支給事業一覧】

	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度
外国人留学生奨学金支給事業（人）	32	22	23	40	40	40	40	40	40
外国人特別奨学生奨学金支給事業（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
外国人留学生奨学金支給事業（人）	40	40	40	40	40	15	15	17
外国人特別奨学生奨学金支給事業（人）	3	3	3	3	10	0	0	0



②岐阜県高校生等の海外留学生派遣事業

県内の高校生等を対象に海外の高校への留学派遣や奨学金の支給、また音楽留学生の派遣を行いました。

【高校生等の海外留学派遣事業等一覧】

	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度
岐阜県高校生留学生派遣事業(人) (アメリカ・ユタ州へ高校留学生を派遣)	3	3	3	3	0	0
岐阜県音楽留学生派遣事業(人) イタリアへ音楽留学生派遣	1	1	1	0	0	0
岐阜県高校生留学生派遣事業(人) (海外留学する高校生に奨学金支給)	0	0	0	0	10	14

(3) 今後の事業展望

県内の大学等で学ぶ外国人留学生で、経済的に厳しい留学生に対し、奨学金を支給することは、外国人留学生の岐阜県への理解促進、岐阜県と諸外国との交流に寄与しています。今後については、限られた奨学金予算を効果的に活用することが求められます。